

その他立案上の検討事項

外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）が権限逸脱行為を行うことの防止措置

1 弁護士を雇用する外弁に対する行為規制

（外弁の権限外法律事務の取扱いについての被雇用弁護士に対する雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

2 弁護士等と共同事業を営む外弁に対する行為規制

（相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外弁の権限外法律事務に当たるものの取扱いについての不当関与の禁止）

外弁による弁護士の雇用又は外弁と弁護士等との共同事業に係る届出

外弁と弁護士等との共同事業に係る事務所の名称